

# 大阪アートマネジメント人材育成事業 企画提案公募要領

大阪府では、「Beyond EXPO 2025」で掲げる「クリエイティブ人材の集積・育成」の取組みの一環として、大阪・関西万博で多くの文化芸術が集結し国内外の注目が集まった大阪に必要とされるアートマネジメント人材(\*)の育成を行うことで、文化芸術活動の場を充実させ、大阪全体の文化芸術に触れる機会の増加を図るため、本事業を実施する。

事業実施にあたり、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

(\*)文化の作り手(芸術家)と受け手(観客・地域住民)をつなぐことでアーティストが大阪で活動しやすい環境を作る役割を担うものであり、公演や作品等の企画・制作、資金の獲得など、芸術を発展させるために不可欠な専門人材。

## 1 事業名

大阪アートマネジメント人材育成事業

### (1) 事業目的・概要

別紙「仕様書」のとおり

### (2) 予定契約期間

令和8年7月下旬から令和9年3月31日(水曜日)まで

### (3) 委託上限額【詳細は仕様書参照】

11,385,000円(消費税及び地方消費税を含む)

## 2 スケジュール

|                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 令和8年6月5日(金曜日)午後2時     | 公募開始                  |
| 令和8年6月11日(木曜日)        | 説明会視聴申込期限             |
| 令和8年6月12日(金曜日)午前10時から | 説明会開催(インターネットによる動画配信) |
| 令和8年6月18日(木曜日)午後5時まで  |                       |
| 令和8年6月19日(金曜日)午後5時    | 質問受付締切                |
| 令和8年7月1日(水曜日)午前10時    | 提案書類受付開始              |
| 令和8年7月3日(金曜日)正午       | 提案書類提出締切              |
| 令和8年7月13日(月曜日)        | 選定委員会(プレゼンテーション審査)    |
| 令和8年7月下旬頃             | 契約締結・事業開始             |
| 令和9年3月31日(水曜日)        | 事業終了                  |

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

### (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつ

- て、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
  - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
  - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
  - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 大阪府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

#### 4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。上記「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

##### (1) 公募要領の配布

###### ア 配布期間

公募開始日から令和8年7月3日(金曜日)正午まで

###### イ 配布方法

文化・スポーツ室文化課ホームページ(※)からダウンロードしてください。(郵送、メール等による配布は行いません。)

(※)文化課ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/amzinai/amzinzaipuropo.html>

## (2) 応募書類の受付

### ア 受付場所

大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課文化創造グループ

住 所:大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)37階

電話番号:06-6210-9305

(咲洲庁舎の地図)



### イ 受付期間

令和8年7月1日(水曜日)から令和8年7月3日(金曜日)まで

(午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。ただし、令和8年7月3日(金曜日)については正午まで。)

### ウ 提出方法

書類は、4.(2)ア「受付場所」に持参してください。(郵送、メール等による提出は認めません。)

※事前に電話連絡のうえ、持参してください。

### エ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて提案事業者の負担とします。

## (3) 応募書類

審査の際の匿名性を担保するため、以下のア～エ及びキについては、正本を除き、提案者名及び提案者名が特定できる情報(代表者、社章、所在地、電話番号等)を黒塗りの上、提出してください。

ア 応募申込書(様式1:正本1部、副本(コピー可)7部)

イ 企画提案書(様式2:正本1部、副本(コピー可)7部)

ウ 応募金額提案書(様式3:正本1部、副本(コピー可)7部)

※積算内訳を別途提出してください。(様式自由:正本1部、副本(コピー可)7部)

エ 事業実績申告書(様式4:正本1部、副本(コピー可)7部)

※過去(令和3年4月1日以降)に実施した同種又は類似の業務実績がある場合は、その詳細が分かる資料を別途提出してください。(様式自由:正本1部、副本(コピー可)7部)

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書(様式5:1部)

② 共同企業体協定書(写し)(様式6:1部)

③ 委任状(様式7:1部)

④ 使用印鑑届(様式8:1部)

カ 誓約書(参加資格関係)(様式9:1部)

キ 事業実施体制の組織表(様式自由:正本1部、副本(コピー可)7部、各構成員の役割分担等が明示されているもの)

【添付書類】正本1部、共同企業体の場合は全ての構成員分を提出してください。

(法人の場合)

ク 法人登記簿謄本

・発行日から3カ月以内のもの(コピー不可)

(個人の場合)

ケ 本籍地の市区町村が発行する身分証明書

・発行日から3カ月以内のもの(コピー不可)  
・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

コ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明

・発行日から3カ月以内のもの(コピー不可)  
・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

(共通)

サ 定款又は寄附行為の写し(3カ月以内の日付で原本証明してください)

シ 納税証明書(未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)

①大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

ス 財務諸表の写し(最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

セ 障害者雇用状況報告書の写し

a 常用雇用労働者数が40人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主(常時雇用労働者数が40人以上)に義務化されている「障害者雇用状況報告書(様式第6号)」の写し

・令和7年6月1日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所長に提出済で受付印のあるもの(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。)

b 常時雇用労働者総数が40人未満の事業主の場合

・「障がい者の雇用状況について」(様式10)

#### (4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

#### (5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

#### (6) その他

ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。コピーのファイルには、提案者名を記載したり、シールを貼ったりしないでください。応募書類のうち、様式1~4については、電子媒体(USB メモリ、CD-R 等)での提出もお願いします。

- ウ 正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。  
＜記入例＞「大阪アートマネジメント人材育成事業」提案書 株式会社〇〇(法人名)
- エ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が補正等を求める場合を除く)。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 説明会(インターネットによる動画配信)

本事業の詳細に関する説明動画(約 30 分)をインターネットで配信します。提案予定者は可能な限り視聴してください。

### (1) 配信日時

令和8年6月12日(金曜日)午前10時から令和8年6月18日(木曜日)午後5時まで

### (2) 視聴申込方法

大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課(メールアドレス：[bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp))あてに電子メールにてお申し込みください。

ア 電子メールの件名は「(事業者名)大阪アートマネジメント人材育成事業 説明会動画視聴申込」としてください。

イ 電子メール本文に「事業者名」「視聴者の職・氏名」「連絡先(電話番号・メールアドレス)」を記入してください。

ウ 電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6210-9305)をお願いします。

(土曜日、日曜日を除く午前10時から午後5時まで。正午から午後1時の間を除く。)

エ 電子メール以外(口頭、電話等)による申込みは受け付けません。

オ メールの到達確認後、視聴用URLを送信します。令和8年6月12日(金曜日)午前10時を過ぎてもメールが届かない場合は、電話連絡をお願いします。

### (3) 視聴申込期間

公募開始日から令和8年6月11日(木曜日)まで

## 6 質問の受付

### (1) 受付期間

公募開始日から令和8年6月19日(金)午後5時まで

### (2) 提出方法

「大阪アートマネジメント育成事業」質問票(様式 11)により、電子メール(アドレス：[bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp))で受け付けます。

ア 電子メールの件名は「(事業者名)大阪アートマネジメント育成事業 質問」としてください。

イ 電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6210-9305)をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

ウ 電子メール以外(口頭、電話等)による質問は受け付けません。

エ 質問への回答は文化・スポーツ室文化課ホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/amzinjai/amzinzaipuropo.html>)に掲載し、個別には回答しません。

(電話等による問い合わせにも回答しません。)

## 7 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優

秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の方法や日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。なお、応募者多数の場合には、書類審査による一次審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があります。

※発表内容には、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報を含めないでください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合には採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

## (2) 審査基準

| 審査項目                 | 審査内容  | 配点   |
|----------------------|---|------|
| 事業理解・目的適合性           | ・本事業の趣旨・目的を理解し、大阪における文化芸術の現状・課題を踏まえ、アーティストの大阪への定着・活動活性化に寄与するアートマネジメント人材がより多く育成される提案となっているか。   | 25点  |
| 育成講座(カリキュラム)の企画及び実施  | ・講座内容は、「資金調達と持続可能性の確保」「ブランディング・プロモーション」「現場実践力」のスキル獲得を目的とし、アートマネジメント人材に必要な知識・スキルを網羅している具体的かつ実践的なものが提案されているか。<br>・講座の実施場所は、受講者が参加しやすい大阪市内の会場となっており、全ての講座を受講しやすいスキームが提案されているか。<br>・受講者に対する学習内容の定着を促す取組みについて、具体的に提案されているか。<br>・講師候補者は、大阪の文化芸術の実情を把握し、実務実績・指導力・人的ネットワークの観点から今後大阪で活動するアートマネジメント人材を育成するためにふさわしい人材が提案されているか。<br>・受講者の募集方法等については、アートマネジメント人材として今後活躍できる方により多く参加いただけるよう、効果的な手法が提案されているか。 | 30点  |
| 伴走支援(チューター制度)        | ・受講者ごとの課題の把握や伴走支援の手法及び運用について、具体的かつ効果的なものが提案されているか。<br>・アートマネジメント人材として大阪で活動するための現場実践力の育成が見込めるフィールドワークが提案されているか。<br>・想定されるあらゆる分野(アート、演劇、音楽、伝統芸能等)に携わる受講者に対し、より効果的に伴走支援が行えるよう工夫されているか。   | 25点  |
| 実施体制・遂行力及び事業の効果検証・評価 | ・事業実施にあたり、人員配置・役割分担など実施体制は適切か。また、実現可能性及び進行管理力があるか。<br>・講師やチューター候補者、受講者への連絡体制等は適切か。<br>・本事業で育成した人材を活用した事業の検討の参考となる効果検証の手法及びそのスケジュールについて、具体的かつ効果的なものが提案されているか。  | 10点  |
| 障がい者雇用               | ・事業者全体において、常用労働者40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者40人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。  | 2点   |
| 価格点                  | ・価格点の算定式<br>満点(8点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格<br>(上記計算式で算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入する)  | 8点   |
| 合計点                  |   | 100点 |

## (3) 審査結果

ア 最優秀提案事業者(契約交渉の相手方)が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を文化・スポーツ室文化課ホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/amzinzai/amzinzaipuropo.ht>)

ml)において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点  
\*品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 \*申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 \*得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 \*講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

#### (4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講ずることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 委託金額の支払いについては、精算払いとします。ただし大阪府と協議の上、概算で支払いをしなければ契約しがたいと認められた場合は、地方自治法施行令第162条第3号及び大阪府財務規則第45条第2号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式12)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができるものとします。

  - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。

- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。))をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。  
この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。  
この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(保険金額は、契約金額の100分の5以上)を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
  - イ 大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出(国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模(当該契約金額の7割以上)の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき)。
  - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

## 9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku\\_2/e-nyuusatsu/puropo.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o040100/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puropo.html)